

京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領

1 目的

この要領は、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和62年1月29日付け衛水第12号及び平成4年12月21日付け衛水第266号厚生省生活衛生局長通知）に基づき、府内に設置されている小規模貯水槽水道の衛生管理及び水質汚染時の措置等について必要な事項を定め、公営企画課長及び保健所長が設置者等による自己管理の徹底を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 小規模貯水槽水道

水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であつて、水道法に規定する「専用水道」又は「簡易専用水道」に該当しないものをいう。

ただし、市の区域に設置される施設及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける施設を除く。

(2) 設置者等

小規模貯水槽水道を所有する者、又は、維持管理の責任を有する者をいう。

(3) 登録検査機関

水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録する者をいう。

(4) 利用者

小規模貯水槽水道から給水を受ける者をいう。

(5) 清掃業者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づき、同項第5号の知事登録を受けた者をいう。

3 管理及び水質検査等

保健所長は、設置者等が次に掲げる基準に従い、日常的に自ら適正な管理・検査の実施に努めるよう指導するものとする。

(1) 定期清掃

水槽の清掃を毎年1回以上、定期に行うこと。

(2) 点検等汚染防止措置

有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため、水槽の点検

等必要な措置を講ずること。

(3) 異常時の水質検査等

給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて臨時の検査を行うこと。また、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所長へ連絡し指示を受けること。

(4) 給水停止、危険周知措置等

供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずるとともに、保健所長へ連絡し指示を受けること。

(5) 原因調査等

汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

(6) 定期の水質検査

給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を毎年1回以上、定期に行うこと。

(7) 帳簿書類の整理及び保存

帳簿書類を整理し、施設の配置図・構造図を永年保存するとともに、管理・検査に関する記録を3年保存すること。

(8) 検査機関

小規模貯水槽水道の臨時の水質検査及び管理状況についての検査を依頼するに当たっては、登録検査機関に対して行うこと。

4 指導及び啓発等

(1) 設置者等に対する啓発

保健所長は、水道事業者の協力を得て、設置者等に対し、小規模貯水槽水道の適正な管理及び検査について正しい知識の普及啓発を図るものとする。

(2) 対象施設の把握

保健所長は、小規模貯水槽水道の設置場所、設置者の住所、氏名及び受水槽の容量等（以下「対象施設の設置場所等」という。）について、管内水道事業者から年に1回の定期報告（別記様式1）等に基づき、管内対象施設の設置場所等の把握に努めるとともに、その記録を保存するものとする。

(3) 管理状況の把握及び指導

保健所長は、設置者等、利用者及び登録検査機関等の協力を得るほか、建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく清掃業者の報告により、対象施設の管理状況の把握に努め、必要に応じ

て水道事業者と協力して設置者等に対する指導を行うものとする。

5 連絡調整等

公営企画課長は、この要領に定める目的を達成するため、広域的な事項について連絡調整を図るとともに、保健所長に対し情報の提供、助言を行うものとする。

附則 この要領は、平成7年7月26日から施行する。

附則 この要領は、平成14年5月29日から施行する。

附則 この要領は、平成16年5月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年3月31日から施行する。